



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

809	生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課).....	2
810	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	2
811	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	2
812	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	2
813	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	(鳥獣害対策課).....	3
814	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	3
815	"	(").....	4
816	平成24年和歌山県告示第134号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の廃止	(水産振興課).....	4
817	平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部改正	(").....	4
818	平成24年和歌山県告示第131号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部改正	(").....	5
819	平成24年和歌山県告示第135号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部改正	(").....	5
820	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
821	"	(").....	6
822	"	(").....	6
823	"	(").....	6
824	"	(").....	7
825	"	(").....	7
826	"	(").....	8
827	"	(").....	8
828	"	(").....	8
829	"	(").....	9
830	"	(").....	9
831	道路の供用開始	(道路保全課).....	9
832	"	(").....	10
833	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	10

○ 選挙管理委員会告示

*95	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正		11
-----	---	-------	----

○ 公告

	和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付	(総務事務集中課).....	11
--	---------------------------------------	----------------	----

○ 正誤

	平成22年1月26日付け和歌山県報第2128号和歌山県告示第68号中		13
--	------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊葉新 28-08	メイプル薬局	伊都郡かつらぎ町笠田東225-6	令和 8.8.1

和歌山県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の 名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所在地	サービスの 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社み らい	西牟婁郡上富 田町市ノ瀬24 07-4	訪問看護ス テーション ピースフル みらい	岩出市堀口85 -1	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	指定事業所 の所在地	岩出市西野 202-3 1st Place1-C	岩出市堀口 85-1	令和 8.8.20

和歌山県告示第811号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
那須征太郎	内科	那須内科消化器科	田辺市高雄3-13-1	令和 8.7.10

和歌山県告示第812号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類												
					視 覚	聴 覚	平 衡 機 能	音 声 機 能 又 は 言 語 機 能	そ し ゃ く 機 能	肢 体 不 自 由 能	心 臓 の 機 能	じ ん 臓 の 機 能	呼 吸 器 の 機 能	ぼうこう又は直腸の機能	小 腸 の 機 能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能	肝 臓 の 機 能
山本章	整形外科	新宮市立医療センター	新宮市峰伏18-7	令和 8. 9. 7						○							
村田顕優	整形外科	橋本市市民病院	橋本市小峰台2-8-1	令和 8. 9. 7						○							
梅本秀俊	泌尿器科	恵友病院	海南市船尾264-2	令和 8. 9. 7										○			
矢本真子	呼吸器内科	富田病院	岩出市紀泉台2	令和 8. 9. 7									○				
伊藤大策	消化器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 8. 9. 7													○
木下真幸子	脳神経内科	和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	令和 8. 9. 7			○	○	○	○							
小原啓弥	脳神経内科	紀和病院	橋本市岸上18-1	令和 8. 9. 7			○			○							

和歌山県告示第813号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	有効期限
和歌山県 第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のと おり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1	令和 11. 9. 30
和歌山県 第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のと おり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1	令和 11. 9. 30

和歌山県告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第815号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第816号

平成24年和歌山県告示第134号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）は廃止する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第817号

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中和歌山北漁業協同組合の地区の項を次のように改める。

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網、戸坂底びき網・延縄、戸坂船びき網、戸坂一本釣及び西脇船びき網加入区の区分に属さない漁業	和歌山北漁業協同組合 その他

和歌山県告示第818号

平成24年和歌山県告示第131号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市本脇、西庄又は湊に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	西脇船びき網

和歌山県告示第819号

平成24年和歌山県告示第135号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う次の漁業 (1) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業 (2) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う延縄漁業を主とする漁業	戸坂底びき網・延縄
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業	戸坂船びき網
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戸坂一本釣

和歌山県告示第820号

和歌山県和歌山市磯の浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和6年1月31日から令和8年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市磯の浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市磯の浦の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年9月9日

和歌山県告示第821号

和歌山県和歌山市松島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市松島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市松島の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年9月9日

和歌山県告示第822号

和歌山県橋本市赤塚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和7年9月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市赤塚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市赤塚の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年9月9日

和歌山県告示第823号

和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和7年9月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年9月9日

和歌山県告示第824号

和歌山県田辺市五味の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市五味の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市五味の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年9月9日

和歌山県告示第825号

和歌山県和歌山市布施屋・和佐関戸の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市布施屋・和佐関戸の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市布施屋・和佐関戸の各一部地区

5 認証年月日

令和8年9月9日

和歌山県告示第826号

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区

5 認証年月日

令和8年9月9日

和歌山県告示第827号

和歌山県和歌山市北島・松江の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和6年4月1日から令和8年3月17日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市北島・松江の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市北島・松江の各一部地区

5 認証年月日

令和8年9月9日

和歌山県告示第828号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年10月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区

5 認証年月日

令和8年9月9日

和歌山県告示第829号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年10月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区

5 認証年月日

令和8年9月9日

和歌山県告示第830号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年10月29日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区

5 認証年月日

令和8年9月9日

和歌山県告示第831号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字立目1337番2地先から同郡串本町上田原字大郷2359番1地先まで

供用開始の期日 令和8年9月20日

和歌山県告示第832号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町上田原字大郷2367番地先から同町上田原字磧ノ平454番1地先まで

供用開始の期日 令和8年9月20日

和歌山県告示第833号

集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
- 5 落札金額
月額1,294,590円（うち消費税及び地方消費税の額117,690円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年6月9日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

表中

「 紀の川市高野96番地	高野地区集会所	」を
「 紀の川市高野99番地	高野地区集会所	」に

改める。

公 告

公 告

和歌山県が発注する物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

令和8年9月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 対象とする契約の種類

資格審査に係る申請の受付を行う契約の種類は、参加資格要綱第2条に規定する契約の種類とする。

2 申請者に必要な条件

参加資格要綱第3条各号（第1号（イ）及び第8号を除く。）に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、入札参加資格の取消しを受けた者が再度、資格審査の申請を行おうとする場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

- （1）参加資格要綱第3条各号（第6号及び第8号を除く。）に掲げる条件を満たさなくなったことにより取り消された場合は、取消しに至った事由が解消されたこと。
- （2）（1）に該当する事由以外の事由により取り消された場合は、取消しに至った日から起算して3年を経過していること。

3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）又は知事が別に定める申請書（4においてこれらを総称して「申請書等」という。）を用い、次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を添えて、提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- （1）法人にあつては、登記事項証明書

- (2) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者のうち、知事が必要と認めるものにあつては、和歌山県が発行した、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等に未納がないことを確認できる納税証明書
- (3) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (4) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (5) 入札に参加を希望する業務種目に該当する業務（以下「入札参加希望業務」という。）に係る営業に関して、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
- (6) 入札参加希望業務（類似する業務を含む。）について1年以上の営業経験があることを示す書類
- (7) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 申請書類等の提出場所及び申請書の用紙等の配布場所

(1) 申請書類等の提出場所

申請書等及び申請添付書類（以下「申請書類等」という。）は、和歌山県会計局総務事務集中課に提出しなければならない。

なお、申請書類等の提出は電子調達システムによる電子申請又は郵送によるものとし、5に掲げる期間内に限り受け付ける。ただし、郵送による場合は、当該期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 申請書の用紙等の配布場所

申請書の用紙及び資格審査申請の手引きの配布場所は、総務事務集中課、管財課、情報基盤課、森林整備課並びに各振興局地域づくり部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局地域づくり部総務県民課串本地区駐在及び警察本部警務部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和8年10月1日（木）から同年11月2日（月）まで（電子調達システムによる電子申請の場合は、電子調達システムの稼働時間（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前8時30分から午後8時まで）に限る。ただし、電子調達システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。）
- (2) (1) に掲げるもののほか、知事が必要と認める期間

6 申請書類等に用いる言語等

申請書類等に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類等に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類等のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類等の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を通知する。

8 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認めた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を電子調達システムに登載し、一般の閲覧に供することにより公表する。

9 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、5の（1）の期間に申請されたものについては令和9年1月1日から令和11年

12月31日までとする。

10 競争入札等の公示

1の契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、電子調達システムに掲載し、当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示し、又は和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

11 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

正 誤

正 誤

平成22年1月26日付け和歌山県報第2128号和歌山県告示第68号中

ページ	誤	正
9	別表18	別表15

正 誤

令和8年4月14日付け和歌山県報第709号和歌山県告示第370号中

ページ	誤	正
9	別表17	別表14
	北塩屋港区	北塩屋地区